第170回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 平成26年10月21日 (火) 午前10時00分~午前11時00分 場 所 群馬県庁 第1特別会議室 (29階)

第170回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成26年10月21日(火) 午前10時00分~午前11時00分
- 2 場 所 群馬県庁 第1特別会議室 (29階)
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、堀越恒弘、小林 享、小山 洋 越智繁雄 (代理 伏見利行)、末松広行 (代理 相川泰夫)、岩井 均 あべともよ、高田勝浩、金井康夫
- 4 欠席委員 田中麻里、日垣由美、宮前鍬十郎、柴田正夫
- 5 事務局幹事出席者 都市計画課 中島課長、浅田次長、大塚次長

6 議案

第1号議案 高崎都市計画道路の変更 (3・3・7号前橋長瀞線)について 第2号議案 高崎都市計画公園の変更 (5・5・1号群馬の森) について

7 議事概要 別紙のとおり

第170回群馬県都市計画審議会 議事概要

1 開会

(事務局)

それではお待たせしました。定刻より若干早いですが、皆様おそろいになりましたのでただ今から、第170回群馬県都市計画審議会を開会いたします。私、群馬県都市計画課長の中島でございます。よろしくお願いいたします。まず、委員の皆様の出席状況について、ご報告いたします。本日、ご出席をお願いいたしました委員の皆様は15名でございますが、現在11名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数の2分の1以上に達しておりますので、本会が成立していることをご報告申し上げます。また、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました次第に沿って進めさせていただきます。それでは、委員の異動報告を行います。

(事務局)

それでは、お手元の群審報第105号をご覧下さい。前回の審議会以降、2名の委員が変更となりました。まず学識経験のある者としまして、農業分野から木村榮様がご退任され、堀越恒弘様が就任されました。また関係行政機関の職員として、関東地方整備局長が職指定されていますが、深澤淳志様がご退任され、越智繁雄様が就任されました。以上でございます。

(事務局)

それでは開会にあたりまして、丸山会長からご挨拶をお願いいたします。

(丸山会長)

本日は第170回の審議会になりますけれども、委員の先生方にはお忙しいところお集まり頂きましてありがとうございます。

お手元の審議事項が2件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

(事務局)

それではこれより議事に入らせていただきます。丸山会長よろしくお願いします。

(丸山会長)

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が2件ございます。

議事の進め方でございますけれども、関連議案については一括上程とさせていただいているところでございます。お手元の議事記載の議案のうち、今回の2議案は関連する議案でございますので、一括上程といたします。よろしくお願いいたします。

議案の説明は、事務局幹事からいたしますので、御了承下さい。

議事に先立ち、本日の議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願い致します。本日の署名人として、原田委員さんと小山委員さんにお願いしたいと思いま

す。よろしくお願い致します。

次に、傍聴人はいますか。議案の審議に入る前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否 かについての御検討をお願いしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

(事務局)

いずれの議案も、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は 含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第十二条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(丸山会長)

ただ今のご説明のとおり、公開ということでよろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それでは公開ということに致します。御来場者を入場させてください。

(報道関係者入場)

(丸山会長)

それでは事務局から、本日の傍聴者について御報告願います。

(浅田次長)

本日の傍聴者でございますが、報道関係者が1名でございます。

(丸山会長)

傍聴の皆様には、先程事務局からお配りいたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守して下さいませ。

報道関係の方については、ただ今より写真撮影を許可いたします。

(写真撮影)

(丸山会長)

それでは、只今から議案の審議に入らさせていただきます。

第一号議案「高崎都市計画道路の変更 (3・3・7号前橋長瀞線)について」、それから 第二号議案「高崎都市計画公園の変更 (5・5・1号群馬の森)」について一括上程いた します。事務局から説明を求めます。 第一号議案 高崎都市計画道路の変更 (3・3・7号前橋長瀞線)について

(事務局)

それでは、議案の方の説明をさせていただきます。

第1号議案「高崎都市計画道路 3・3・7号前橋長瀞線 の変更について」ご説明いたします。

なお、先に配布いただきました付議図面のうち、図4と図8について表示内容に誤りがありましたので、付議図面を今回配布させていただいたものに差し替えさせて頂きたいとおもいます。

それでは、添付図面の図1 又は スクリーンを御覧下さい。

都市計画道路3・3・7号前橋長瀞線の位置をご説明いたします。都市計画道路前橋長瀞線は一級河川烏川左岸を起点として国道354号、東毛広域幹線道路と交差し、関越自動車道高崎ジャンクション付近を通り前橋市境に至る延長約4490mの主要幹線道路でございます。

今回の変更は図の赤色で示した区間:起点から国道354号東毛広域幹線道路までの間、延長約2130mになります。青色の区間は、道路計画を変更しない区間をお示ししております。都市計画決定どおり施工が完了しておるところでございます。

今回変更する区間は高崎伊勢崎自転車道と重複するとともに、東側には群馬の森や観音山古墳など、多くの人が集まる施設や綿貫住宅団地をはじめとする住宅地が隣接しており、歩行者だけでなく自転車利用者の通行にも配慮する必要があります。

また、自動車の交通も1日約1万4千台と非常に多く、国道354号との交差点など主要な 交差点では朝夕を中心に発生している渋滞緩和や安全な交通環境の確保を目的として、都市計 画決定とおり、現在の2車線を4車線に拡幅する事業に着手するものであります。

スクリーンをご覧ください。現在の前橋長瀞線の渋滞状況となってございます。このように 主要な交差点を中心に渋滞が発生してございます。

具体的な計画書、変更理由はお手元の議案書2ページをご覧下さい。具体的な変更内容について、変更区間を拡大してご説明いたします。

添付図面の図2計画図又はスクリーンを御覧下さい。

この区間は計画交通量39,700台に対応するため、現在の片側1車線、計2車線の道路を、すでに決定している都市計画どおりに片側2車線、計4車線に拡幅する事業を予定している所ですが、さきほど申し上げたとおり、交差点を中心に慢性的に発生している渋滞を緩和するため、黒丸で示した主要な交差点に右折レーンを設ける計画に変更します。

なお、図面の赤字で27.5 mと表示した区間が右折レーンができる区間となり、24.5 mと表示した区間が右折レーンのない標準的な幅員の区間になります。その間の数値表示のない区間は、標準的な幅員から右折レーンのある交差点の幅員に徐々に拡がるところを示してございます。

また、当区間の東側、図面では道路の上側の自転車歩行者道については、観音山古墳や群馬の森を回遊する歩行者や綿貫住宅団地をはじめとする隣接住宅地の歩行者と、高崎伊勢崎自転車道や東毛広域幹線道路を経由してくる自転車利用者の接触事故などを避け、歩行者とも自転

車利用者にも安全で安心な空間を提供することを目的として自転車道と歩行者道を分離構造と するため、幅員を変更いたします。

添付図面の図3またはスクリーンをご覧ください。

標準的な個所の変更前と変更後の計画横断図を示しています。先ほどご説明したとおり、図面の左側に示しました東側の自転車歩行者道の幅員を3 mから歩道2 m、自転車道2. 5 mに分離いたします。また、車道の車線数と幅員は変わりませんが、中央分離帯を2 mから1 mに縮小します。従いまして、合計で全幅員を2 4 mから2 4. 5 mといたします。

添付図面の図4又はスクリーンを御覧ください。

右折レーンのできる交差点部について変更前の標準的な幅員と変更後の計画横断図を示しております。

変更後は、東側の自転車歩行者道を標準部同様、自転車道と歩道の分離構造とし、植樹帯を 設けるとともに幅員3mの右折レーンを設け、変更前の全幅員24mに対して変更後の幅員は 3.5m増えて27.5mとなります。

スクリーンを御覧ください。ここで自転車道と歩道を分離した自転車歩行者道の事例をご紹介いたします。

これは8月31日に全線開通した東毛広域幹線道路玉村・伊勢崎工区となります。前橋長瀞線の東側についてもこのような分離構造の自転車歩行者道を施工することとなります。

第二号議案 高崎都市計画公園の変更(5・5・1号群馬の森)について

続きまして、第1号議案に関連する第2号議案「高崎都市計画公園 5・5・1号群馬の森の変更について」ご説明をいたします。

添付図面の図6又はスクリーンを御覧ください。群馬の森の位置をご説明します。

群馬の森は、西側を県道前橋長瀞線に接し、東側は一級河川井野川に接する年間約50万人が利用する面積約26.2 ha の都市計画決定された総合公園でございます。

次に変更内容をご説明いたします。図7またはスクリーンをご覧ください。

変更する個所は図の黒丸のところになります。さきほど1号議案の説明のとおり、群馬の森付近についても右折レーンを設けることになることによって、前橋長瀞線の計画幅員を変更するため、道路用地が公園用地に入ることとなります。

そのため、前橋長瀞線が広がる部分に相当する面積を都市公園である群馬の森から減らすも のでございます。

次に図8またはスクリーンをご覧ください。

これはさきほどの黒丸部分を拡大したものとなってございますが、今回の前橋長瀞線の拡幅 によって前橋長瀞線に接する部分をおおむね幅3m程度縮小し、結果として公園の面積を約2 26㎡縮小することになります。

面積表示は、ヘクタールで小数点一位までを表すことになっておりますことから、計画書の 面積には変更はございません。、

なお、今回の道路拡幅にあたっては、現在の群馬の森のバス停が支障となります。また、バス停の北側にある市道の位置に交差点を設け、交差点前後は中央分離帯が設置されるため、現在の公園への一般車両の出入り口が不便になることから、現在、バス停や一般車両の誘導等について再配置を検討しているところでございます。

次に参考資料またはスクリーンをご覧ください。

前橋長瀞線と群馬の森の変更については、手続きを同時に行ってございますので、手続きの 経緯について一括でご説明いたします。

なお今回、事業着手にさきだち、沿線住民の方に、「道路計画について期待していること・ 心配な点、気がかりな点」「なぜそう思うかなどの理由」をお伺いするアンケートを行い、こ のアンケートをふまえた計画案を策定し、6月16日、18日、24日の計3回の説明会を開 催し、測量や調査の実施を了解いただいているところでございます。

説明会の後、計画案の閲覧を行い、公聴会を平成26年7月28日に予定しましたが、公述申し出はありませんでした。

その後、都市計画法第17条に基づく変更案の縦覧を8月19日から2週間行いましたが、 意見書の提出はありませんでした。また、地元高崎市長からは9月30日付けで変更案に対し て異存ない旨回答がありました。

以上で第1号議案、第2号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(丸山会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいま説明を頂きました本2議案について、御意見、御質問あればお願い します。

(高田委員)

前橋長瀞線に関しては、主要道路として非常に渋滞が今までも多く、何十年も前からあったわけですね。経緯を教えていただきたいのですけど、ここまでですね遅れてきた経緯というのは、なかなか拡幅の計画が進んでなかったとそういうところも。

(事務局)

群馬県の経緯としますと、7つの交通軸構想というものがございまして、これにつきましては、まずは主軸であるここでいいますと東毛広幹道ですとか、そう言ったところを主に整備を進めている。そのあと必要である主要幹線道路などで都市間を結ぶ道路をさらに造っていくということで、そういった申請手順に基づいて今回東毛広幹道を行って参りましたので、そこへのアクセスをするための同線の着手を行っていきたいということがあったものですから、若干そういうとことで今回のスケジュールとなっているところでござい

ます。

(高田委員)

それは良く分かっているのですが、実は私ここに子供の頃からいて、渋滞状況って子供の頃から見ているんです。17号があって、東毛広域幹線道路ができて拡幅ということなんですが、ここはもう従前から渋滞であったりとか、非常に交通量も多いと先ほどご説明あったとおりですね、こういったものが早く進んでいることの方が近隣住民に対してもメリットがあるわけですし、交通の経済発展のためにもメリットがあるかと。こういったものがもう少しスピードを持って、早く取り組めるような状況っていうのは、今まで無かったのかなと思いました。それが県内いろいろな道路にもそういった状況があるものですから、もちろん用地っていうのは相手様が合ってのことで、都市計画にも絡みますけど、拡張に関しても非常にそういうところはあると思うんですが、その辺がもう少しスピード感をもって取り組めるような都市計画であれば非常にありがたいかなと。結果的にそれによって、住環境と工業環境の色分けも非常にスムーズにいきます。都市計画はそこはもう一番の大切なところだと思いますので、その辺がもう少しスピードアップできていければ良かったなと思うんですが、そういったところの経緯とかについてお話をお願いしたいのですが。

(事務局)

特にそういった意味で個々の話としてここが何か別の理由で遅れてたということは無いと思っているんですけれども、ただ今後ですねきちっとそういった渋滞等を無くしつつ、ちゃんと優先度を持って整備をしていくべきかと思います。そういうことで考えていきたいと思います。

(事務局)

つづきまして、前橋長瀞線につきましては、ご存じの東毛広幹北側が4車線化されてまして、藤岡側も17号から藤岡鬼石の方は先ほどの中でなっております。その中でこの区間は都市計画決定されているんですけども、その先の柳瀬橋からですね17号までの間がまだ都市計画決定がされてないという状況で、何度かルート線形をしてきたんですけども、なかなかまだされてないということで、この事業が若干遅れていたというところでございます。今現在は今回この区間を事業しまして、柳瀬橋から17号側については今都市計画決定をする調査に入ったところでございます。その部分はなかなか計画が決まらなかったというのが一つの遅れてしまった原因で、今委員から指摘がありましたように、渋滞は前からしてますので、やる個所としては重点的にやっていくべき個所と重々実感しておりましたので、今後は早期にですね整備ができるようにしていきたいと思います。

(丸山会長)

他にはいかがですか。どうぞ。

(小林委員)

計画道路の変更については特に異論はないのですけど、ちょっと質問なんですけども、群馬の森等の施設があって拡幅した場合、例えば東電と電柱を例えば道路側の本体のところに収めるか、あるいは民地側に収めるのか、そういうことについてもある程度考えられているのかということと、見栄えの問題なんですけど、現在の一般車両の出入り口の変更を今検討中だということと、現電柱が道路を占有するわけですから、何m間隔25mぐらいの間隔で電柱が占有するわけですね道路空間を。今占有しているのかどうかということも軽く覚えていないんですけど、その道路空間で収めているか、あるいは民地側で収めているのか。あるいは、あそこのところ出入口の見栄えが悪いので、例えば電柱が出てきてしまうと、例えば拡幅、交差点の改良等拡幅をした時に道路側にですね、縁石のところに植栽帯のところに電柱が出てくると見栄えの点で非常に悪いので、そういう東電の道路空間の占有に関して例えばどんなお考えなのかということと、それから先ほど見た植栽帯1m、写真で見ると低木植栽ですよね。並木のような形にはしないとうことですよね。

(事務局)

もちろんこれから植栽の計画をするのですけど、しきょうの関係でとかそういったものなので、一応低木の方がということでここはとりました。

(小林委員)

自転車専用道と歩行者系を分けてその間に植栽帯を設けて1 m植栽帯で、1 mで例えば 道路の構造にもよりますけど、例えば車道側の方には根は伸びていけないですよね。当然 車道側を排水舗装にして、歩行者、自転車側は透水舗装になると思うんですけど、例えば 植栽帯のことによって、ものにはよるんですけど、車道側には根が張れないので歩道側で 根を伸ばしていくということになると例えば、ケヤキみたいなやつが下に根を張れなくて 横に根を伸ばしていって、車道側にいかないので内側に生えていくと根が腐ってしまった りするんですよね。その1 mの植栽帯で自転車道のところと、それから群馬の森のところまでと、その北の方向のところでも変わってるので、都市計画道路の変更とは関係ないんですけど、そういう将来の道路の姿、どんな形の道路にするのかということについて、も しお考えがあれば、電柱の問題と植栽の問題という質問です。

(事務局)

電柱につきましては、今回電線地中化を考えておりますので、今までのところについては地下埋設ということで、ここは当然防災云々考慮してそういった対応をしていくと考えてます。植栽につきましては、もちろんこれから植栽をどうするのかというのは当然地元の方々にも相談し、そういったなかで、今後関係機関と詰めてどういう植栽を植えるのか考えていくのですけど、まずは植栽帯を設けるというよりは、道路構造例上ご存じかと思いますけれども、今回4車線道路でございますので植栽帯は基本設けることになってございますので、今回は造成として設ける。なおかつ、先ほど先生からあった高木につきましては、昨今大きい木ですとやはり車道側が根が張らないで、片側が伸びないで危険があるという事例があるので、そういったものも配慮しながら樹枝の選定をする。先ほどいった

市境の関係もそういった申請のことも考慮しながら、今後安全も含めて検討していきたい と思っております。

(小林委員)

電柱は両側の地中化を進めるのですか。

(事務局)

そうです。

(丸山会長)

他にいかがですか。

(しばらく様子をみて)

(丸山会長)

それでは御意見をおききしてよろしいですか。それでは二つ議案がございますけれど も、いずれも原案のとおり決定で、御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それでは両議案とも原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の議案審議は終了致しました。

続きまして、「四 報告」として、「都市計画区域マスタープランの改定」というものがございますので、事務局からご説明お願いします。

都市計画区域マスタープランの改定説明

(事務局)

それでは都市計画区域の整備、開発及び保全の方針。いわゆる都市計画区域マスタープランの見直しについてご報告をさせていただきます。

お手元に県央広域都市計画圏、東毛広域都市計画圏、吾妻広域都市計画圏、利根沼田広域都市計画圏、4冊の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(素案)」という冊子を配布をさせていただきました。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を通称「都市計画区域マスタープラン」と呼んでおりますので、本日は、以後「マスタープラン」としてご説明をいたします。

前回169回都市計画審議会でもご報告をしましたとおり、現在、県ではマスタープランの 改定作業を行っており、本日は、素案について、6月25日から7月25日にかけて実施しま したパブリックコメントに寄せられた県民意見を、どのように反映したのかの概要をご説明い たします。なお、素案についてご意見等ある場合には、都市計画間までお寄せいただければ幸 でございます。

マスタープランの役割と効果については、前回、説明いたしましたので、簡単にご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

1の(1)から(5)、については、スクリーン又はお手元の資料でご確認ください。

マスタープランは、20年後の都市の姿を展望した上で、10年後の都市将来像を記載するものであり、具体的な記載内容は、「都市計画の目標」「区域区分の有無」「主要な都市計画の方針」など、国土交通省の都市計画運用指針において、定められています。今回は、平成22年を基準年とし、平成32年を目標年次として見直しを行います。

次に、今回のマスタープランの見直し方針ですが、平成24年9月に策定、公表しました「ぐんま"まちづくりビジョン"」をふまえ、人口増加時代のまちづくりから転換し、人口減少と高齢化が同時に進行する局面でも、ぐんまらしい持続可能なまちづくりが行えるよう、群馬県として広域的な見地から取り組むべき都市計画の方向性を示すことを念頭に見直しを行います。

次に、まちづくりビジョンにおける基本方針をふまえ、今回の見直し方針と、広域的な見地 から、どのような都市構造を目指すか、ご説明します。

スクリーンまたは県央広域都市計画区域マスタープランの9ページをご覧ください。

上段に、まちづくりビジョンにおいて、望ましい将来像を実現するための7つの基本方針を 記載しています。

詳細については、前回説明いたしましたので、割愛させていただきます。

次に、この目指す都市構造を実現するための、マスタープランにおける主な見直し内容についても、これも前回説明いたしましたので、割愛をさせていただきたいと思います。

次に、平成26年6月25日から7月25日にかけて実施した パブリックコメントの結果 と概要について ご説明します。スクリーンをご覧ください。

パブリックコメントにつきましては、本年6月25日から7月25日にかけて実施いたしました。

意見提出者は学生ヒヤリングを含め合計49名で、内訳は、都市計画課への意見提出者5名、また、群馬大学、高崎経済大学及び前橋工科大学の学生の内、まちづくりを専門に勉強している学生から38名、及び本年7月2日に実施しました「まちづくり講演会」において、アンケートを提出いただいた方が6名の合計49名となります。

主な意見としては、

- すべての都市計画区域で区域区分(線引き)をすべきである。
- ・めざすべき都市構造の視点③「複数の都市が連携した一つの都市群を形成」の文章中の「都市」「地域」と言う言葉がどこを指すのか不明である。
 - ・郊外の商業施設の抑制は理解できるが、すでにある大型商業施設のあり方を示して欲しい。などがありました。

次に、いただいた意見などを反映した、マスタープランの主な修正点を3点ご説明します。

はじめに、お手元のマスタープラン「県央版」の13ページをご覧下さい。

・めざすべき都市構造の視点③「複数の都市が連携した一つの都市群を形成」の文章中の「都市」「地域」がどこを指すのか不明である。

と言う意見に対して、13ページであるとおり、「地域間競争」の前に「どことの地域間競争なのか」をわかりやすくするため、「周辺都市との」を追加し、さらに、「複数の都市」の前に「どこの都市なのか」をわかりやすくするため、「県内の」を追加をさせて頂きました。

次に、「県央版」の35ページをご覧ください。

・郊外の商業施設の抑制は理解できるが、すでにある大型商業施設のあり方を示して欲しい。 と言う意見に対して、35ページにあるとおり、赤字部分の文章を追加し、既にある大型商 業施設のあり方を示しました。

最後に、「県央版」の32ページをご覧ください。

従来のマスタープランでは、地震と密集市街地の火災対策などを主眼に置いた都市防災に関して記載してまいりましたが、今回のマスタープランでは、広島土砂災害などを踏まえ、近年の異常気象による災害も考慮して、自然災害に対する課題を示すため、④都市防災の方向性について、文章を追加いたしました。

最後に、今後のスケジュールをご説明します。スクリーンをご覧ください。

マスタープランの改定は、下段に示した区域区分の見直しと同時進行で行われます。

マスタープランの素案につきましては、前回ご説明した後、本年6月から7月までのパブリックコメントを実施し、その結果を平成26年第3回定例県議会、産経土木常任委員会にて、説明をいたしました。

また、この県議会において、本マスタープランが「群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例」に基づき、県議会の議決を経る必要がある計画となってございます。

今後は、都市計画法による縦覧を行い、来年2月に県の都市計画審議会にお諮りしたあと、「群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例」に基づき、3月定例県議会においての議決を経たのち、平成27年春頃の決定告示を予定しております。

下の見直しの方については議決がきて、図がちょっと県議会が議決が下まではいっていますけど、これは上のマスタープランだけと訂正します。

すみません。以上がマスタープランの主要な項目のポイントになります。

なお、繰り返しになりますが、素案についてご意見等ある場合には、都市計画課までお寄せ いただければ幸です。

大変ご説明が長くなりましたが、以上で「都市計画区域マスタープランの見直し」のご説明 を終わります。大変ありがとうございました。

(丸山会長)

とういことでございますが、何か御意見等、御質問があれば。

(高田委員)

この件は、ちょっとご質問させて頂いてよろしいですか。

東毛広域都市計画圏の中の31ページ。観光拠点の位置づけについてお伺いしたいのですが、この観光拠点の位置づけに関しては25ページに書いてあるとおり、アクセス性などを高めた観光の集客に努めるための都市計画を推進するというなことが書いてございまして、太田市都市計画区域の中の2番目に史跡天神山古墳周辺と書いてあります。これに関してはご存じのとおり、この古墳の中心に県道が通ってまして、分断をしている状況ですね。これが今後都市計画の道路の変更であったりとか、古墳東国文化を拠点として観光拠点の位置づけということにするのであれば、県道の中心、2つの古墳の中心を通っているというような県道を、今後どのように県としてお考えになっているのかお伺いしたいのですが。お答えできる範囲で結構です。

(事務局)

古墳の中に県道は通っていますけど、現時点で県道をどう使っていくかまでは具体的には検討はしておりません。今後、こういった観光拠点といった位置づけもありますので、どういう形でやるかは、道路整備課ともありますのでそちらとも相談させて頂きます。

(高田委員)

今具体的にどうこうしてくれといことではなく、都市計画の中でですねそういった観光拠点の位置づけいくという中で、現状をお話しさせて頂いたのですが、都市計画としても是非その辺の部分を考えて頂いて、やっぱりあの古墳は東日本で一番大きい古墳です。それを東国文化の群馬県の中心になるような素晴らしい古墳が、県道で分断されている状況を考えて、今後の都市計画の中で是非ともその古墳を活かして頂ければありがたいかなと思っております。これは太田市民の悲願でもありますので、是非ともよろしくお願いします。

(丸山会長)

他にはどうでしょう。

(金井委員)

よろしいですか。見直しの方針の関係でお聞きしたいんですけれど、今人口増加時代のまちづくりから転換してということですが、人口増加をどのくらい想定していたということと、今回の人口減少局面でもぐんまらしい持続的なまちづくりを行うとうことですけど、人口減少局面をどのくらい想定していたのか、こちらについてお聞きしたいのですけど。

(事務局)

どのくらい人口が減少するかの方につきまして、県央広域都市計画圏の冊子の3ページ

目を見て頂いて、3ページ目にですね今までの昭和25年からの県内人口の状態になって おります。人口が増えておりまして、平成17年頃がピークに減少してくると。今後も減 少しまして、平成42年には昭和50年と同程度の人口にまで落ち込むということになっ ております。その中で特に、人口の状態を見て頂きたいですけれども、65歳以上は、人 口は昭和50年と平成42年は同じなのですが、65歳以上の高齢者は平成42年に57 万4千人という形で、50年に対して42万人増加している。一方生産年齢人口と言われ ます15歳から64歳につきましては、逆に昭和50年に対して16万人減少していると いう形になります。こういう形で人口が減っていく中で、それでも持続可能なまちづくり をしていくという形で、人口の想定は国立社会保障・人口問題研究所の資料として出てい ますので、そちらをベースに考えているということになります。どのくらい人口が増加し たかというのは、逆に言いますと昭和50年とか60年くらいにはですね、今後も右肩上 がりでどんどん増えていくという形でこういう増え方をしていますけど、計画上はですね これ以上に人口が増えると、県全体も増えますし各市町村も計画もですね、増えていくと いう形で想定をしておりましたけども、実際にはそれよりも増え方は若干少なめとなって いるかと思います。それで人口が今現在減少していますので、これが急激に人口が回復す るということはございませんので、人口減少前提にまちづくりを進めていかなければいけ ないということでございます。

(金井委員)

よろしいですか。たぶん今回この見直しの方針がが出たというのは、今までの都市計画マスタープランで達成できた部分と、できなかった部分の反省点からあると思うのですけれども、今回10年後の将来像を考える中で、人口減少ということをまず想定しなければならないということで計画すると思うのですけれども、以前の都市計画マスタープランで具体的に達成できなかったところが、こういうのがあるというのであれば示して頂いて、逆に達成できたものがあるというのであれば示して頂いてですね、今回の新しいマスタープランでは特色的なものはどういうものがあるかということも、併せて教えて頂ければありがたいのですけど。

(事務局)

それでは9ページ目を開いて頂きたいと思います。今まで達成できてるもの、達成できないものは、この9ページの真ん中上段に何をどう変えていくべきかこのところで、このところで増えていますように、町のまとまりが拡がらないように市街地形成の進め方を転換というのがございますけれども、今まで群馬県は市街地が拡大、薄く広く拡大してきておりますので、郊外に市街地が拡大してですね、人口集中地区(DID)の人口密度が全国の下から三番目という状態に、薄く広く拡がっております。このまま人口が減ってしまいますと、公共交通が成り立たなくなりますので、そういう意味で今まで拡がっていたものをぎゅっと戻すことはできませんので、今のまとまりを維持していくという形で、市街地が拡がらないような市街地形成の進め方を展開していくということでやっております。もう2点目は真ん中にありますように、公共交通網整備へ移動手段をシフトという形で、いままでは自動車中心の生活スタイルになっていましたので、逆に市街地が拡大してしま

ったと。まちなかに無くても何処へでも車があれば、いろんな利便性が供受できるので、 まちにいなくても郊外に出れば良かったと。これからは人口も減っていきますし、お年寄 りの方も増えていきますので、やはり公共交通と自動車ネットワークを連携したものをシ フトしていかなければならない。具体的に言いますと、下のどんな都市を目指すのかとい うのがありますけど、具体的には11ページ目をお開き願いたいと思います。いままでは まち単独で担いきれない機能を、周辺のまちと連携して相互に補完できる多様な交通手段 を確保というふうに記載されていますけど、今までは人口がおりましたので、ここにA市、 C町、D町とあった場合に3つある程度都市機能をですね、A市はA市、C町はC町とい うことで同じような都市機能を持っても成り立っていったのですけども、今後は人が減っ ていきますと、一つの市でですね全ての都市機能を賄うことが出来なくなってくると。特 に町とか村とかそういう形になります。そうしますと自分の都市で賄えない機能を、図書 館とか清掃工場とか書いてありますけども、商業施設や病院もありますけど、そういうも のをA市に行かなければいけない、A市に持ってる機能で賄わなければいけない。逆にA 市はC町で持っている機能で賄わなければいけないとなると、それを結ぶ鉄道網をきちん としていかなければならないという形で、その機能を相互に補完するには鉄道、道路だけ では無くて鉄道も含めてですね、多様な手段を確保していかなければならなということで、 そういう形に転換していかなければならないということになります。あともう一つ今まで 達成してきたという点ですけども、一つは七つの交通軸構想もありますけども、幹線道路 網についてはですね、かなり高速道路網は十文字に完成しておりますし、東毛広幹道も暫 定ですけども全線開通しておりますので、道路網の整備は現在進んできております。それ に併せて工業団地等の整備もですね、併せて土地利用として進んできているという点につ いてはある程度成果ができたと思います。

(金井委員)

最後にもう一点お聞きしたいのですが、今回都市計画マスタープランで人口が減少することを想定し、今後10年後のまちづくりをつくるということですけど、例えば今後市町村計画を作るときにですね、県の整備開発又はは保全の方針、或いは都市計画マスタープランに則って人口減少で市町村の計画も今後作る方向に行くということになりますか。

(事務局)

都市計画マスタープランに即しますので、市町村で例えば人口減少が明らかなので、人口増加という形でのマスタープランにはなくて、人口減少を受け入れた形のマスタープランを作るという形になると思います。

(丸山会長)

他にはよろしゅうございますでしょうか。

(すこし様子を見て)

(丸山会長)

そうするとこれは、12月に審議会かけてその後県議会にかかるようで、ちょっと時間がありますので、またお手持ちの資料でいろいろご意見とかあれば事務局に問合せいただければ。そういう形でよろしいですか。それではそういうことで報告について終了致します。

以上で、本日の審議は終了致しました。傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務 局の指示に従って、退場してください。

(報道関係者退場)

(丸山会長)

それでは最後に5、「その他」がございますが、事務局からご説明をお願いいたします。

(中島課長)

次回、第171回審議会の開催でございますが、例年ですと平成26年第三回後期定例 県議会開催後の開催となってございます。すでに日程調整をさせていただきまして、具体 的には12月19日(金)午後1時半から県庁7階の審議会室において開催することを予 定しております。開催については近々送付させて頂きますのでよろしくお願いいたします。

もう1点ですけども、年明けの審議会についてですが、通例ですと3月に1回ということなんですけど、今回は今ご説明しました都市計画区域マスタープラン。それに伴います線引きの見直しと言うことで、議案が多く予定されております関係で、大変申し訳ないのですけど2回の開催とさせて頂きたいと思います。具体的には2月上旬と3月上旬、県議会の日程を見ながら、日程調整をさせていただきたいと思います。

お忙しい中大変恐縮なんですけど、具体的には会長と相談の上期日は決定させて頂きたいたいと思います。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(丸山会長)

それではまず、12月19日の1時半に行うと。それから先ほどのマスタープランの件もありまして、年度末には2回行うとのことで日程についてはご相談させて頂くことでよろしゅうございますか。それでは、そのようにさせて頂きます。

これをもちまして、本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(閉会:11:00)

(議事録署名人)